

【新設】（従業員数基準の適用等）

42 の 6－1 の 3 中小判定に当たっては、42 の 4 (3)－2 から 42 の 4 (3)－4 までの取扱いを準用する。

【解説】

- 1 本通達では、中小判定における従業員数基準の適用等の取扱いについて明らかにしている。
- 2 令和 7 年度の税制改正により本制度の対象となる中小企業者の範囲の見直しが行われ、本制度の対象となる中小企業者の範囲について、改正前においては、適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当しないこととの要件を除き、中小企業技術基盤強化税制（措法 42 の 4 ④）の中小企業者の範囲と同一とされていたものが、改正後においては、同制度における範囲とは異なるものとされ、租税特別措置法第 42 条の 6 第 1 項及び租税特別措置法施行令第 27 条の 6 第 1 項に新たに規定された。

これは、本制度の対象となる中小企業者から除くこととされる発行済株式又は出資（法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。）の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人の所有に属している法人及びその発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人から、発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 を超える数又は金額の株式又は出資が一定の承認会社の所有に属している農地所有適格法人を除くこととされたことによるものであるが、これに関する点を除けば、中小判定に係る基準は、①資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下かどうかという資本金基準と、②常時使用する従業員の数が 1,000 人以下かどうかという従業員数基準によっており（措令 27 の 6 ①）、これらの基準は、中小企業技術基盤強化税制の適用対象となる中小企業者（措法 42 の 4 ⑦七）に該当するかどうかの判定基準（措令 27 の 4 ⑦）と同様となっている。

ここで、②の従業員数基準は、判定の対象となる法人が資本又は出資を有しないものである場合の判定基準であることから、令和 7 年度の税制改正後も従前のとおり取り扱うべきこととなるのであるが、このことを明確にするため、本通達において、この中小判定における判定基準のうち従業員数基準の適用等の取扱いについて、措置法通達 42 の 4 (3)－2 から 42 の 4 (3)－4 までの取扱いを準用する旨を明らかにしている。具体的には、以下のとおりである。

- 3 資本金基準は、判定の対象となる法人が資本又は出資を有するものである場合の判定基準であり、一方、従業員数基準は、判定の対象となる法人が資本又は出資を有しないものである場合の判定基準である。したがって、例えば、資本金の額が 1 億円を超える法人は、たとえ常時使用する従業員の数が 1,000 人以下であっても中小企業者に該当せず、逆に、資本金の額が 1 億円以下の法人は、たとえ常時使用する従業員の数が 1,000 人を超えているときであっても基本的には中小企業者に該当することになる。

措置法通達 42 の 4 (3)－2 において、このことを留意的に明らかにしているところ、本通達において、本制度の従業員数基準による中小判定について、措置法通達 42 の 4 (3)－2 の取扱いに準じて取り扱う旨を明らかにしている。

- 4 中小企業技術基盤強化税制は、基本的に、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人のほか、農業協同組合等に適用される。

そこで、従業員の数が 1,000 人以下であるかどうかの判定に当たって、法人が常時使用する従業員の数何人かということが問題になるが、この場合の「常時使用する従業員の数」は、雇用形態が常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の数によること、及び、この場合において、法人が、その営む事業の繁忙期に数か月程度の期間労務に従事する者を使用しているときは、そのような事業の性質を考慮して、当該従事する者を「常時使用する従業員の数」に含めるものとするを、措置法通達 42 の 4 (3)－3 において明らかにしている。

同様に、本制度は、基本的に、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数 1,000 人以下の法人のほか、農業協同組合等又は商店街振興組合に適用されるものであるため、本制度の従業員数基準による中小判定について、措置法通達 42 の 4 (3)－3 の取扱いに準じて取り扱う旨を明らかにしている。

- 5 公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合のその収益事業に係る所得についてのみ法人税が課税されることとなる。このことからすると、公益法人等が中小企業者に該当するかどうかの判定基準である従業員数の基準の適用上も、これらの法人の行う収益事業に従事する従業員のみで判定することも考えられる。

しかしながら、収益事業に従事している従業員と収益事業以外の事業に従事している従業員とを区分することは実務上困難であり、また、公益法人等又は人格のない社団等の性格上全ての従業員が全体としてその行う事業に貢献しているともいえるところである。

このようなことから、措置法通達 42 の 4 (3)－4 において、中小企業技術基盤強化税制における公益法人等又は人格のない社団等に対する従業員数の基準の判定に当たっては、これらの法人の行う収益事業に従事する従業員の数だけでなく、その全ての従業員の数により判定することが相当であることとしているところ、本通達において、本制度の公益法人等又は人格のない社団等に対する従業員数基準による中小判定について、措置法通達 42 の 4 (3)－4 の取扱いに準じて取り扱う旨を明らかにしている。